

姫路市宿泊型児童館設備管理基準

- 1 自家用電気工作物保安管理業務（受電設備）
 - (1) 月次点検（毎月1回）
 - (2) 年次点検（年1回）
 - (3) 自家発電設備点検（毎月1回）
- 2 昇降機保守点検業務 2基
 - (1) 点検業務（年4回）
 - (2) 遠隔監視（随時）
 - (3) 法定点検（年1回）
- 3 自動ドア設備保守点検 1台（年2回）
- 4 空調設備・吸収式冷温水機保守
 - (1) 各計器指示値の確認及び記録（毎日）
 - (2) 空気環境測定 10ポイント（年6回）
 - (3) エリミネーター、ファンコイル等の内部点検、清掃等
 - ① エアハンドリングユニット点検 4台（年2回）※フィルター清掃含む。
 - ② ファンコイルユニット点検（エアハン型） 4台（年2回）※フィルター清掃含む。
 - ③ 冷温水、冷却循環ポンプ点検（年2回）
 - ④ 送風機、給排風機点検（年2回）
 - ⑤ ファンコイルユニット点検（各部屋分） 5台（年2回）※フィルター清掃含む。
 - ⑥ 空冷パッケージエアコン点検 51台（年2回）※フィルター清掃含む。
 - (4) 巡回点検・運転状況の監視、フィルター及び排気口の清掃等 ※随時
 - (5) 吸収式冷温水機点検 2台（年4回）
 - ① 煤煙測定 2台（年2回）
 - ② 冷温水器内冷却水レジオネラ菌検査 2検体（年2回）
 - (6) 受水槽清掃（20m³）（年1回）
- 5 浴槽循環ろ過設備点検
 - (1) 浴槽循環ろ過及びその他の機器の点検（毎日）
 - (2) ポンプ・ろ過機の点検、薬液量の点検及び液量の記録等（毎日）
 - (3) 残留塩素測定（1回／日）
- 6 真空式給湯機
 - (1) ガスの使用量・燃焼状態の点検、異音・異臭の点検、外観の汚損等の有無点検（毎日）
 - (2) 定期点検 1基（年1回）
 - (3) 煤煙測定 1基（年2回）

7 水質検査

- (1) 簡易専用水道検査 (年1回)
- (2) 飲料水水質検査
 - ① 16項目検査 1回/年
 - ② 11項目検査 1回/年
 - ③ 消毒副生成物12項目検査 1回/年
- (3) 浴槽水定期検査
 - ① 浴槽水の水質検査(3項目) 1検体(年2回)
(濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群)
 - ② レジオネラ属菌 1検体(年2回)

8 館内排水設備薬剤他洗浄(年2回)

9 水景設備各ピット内汚泥除去(年1回)

10 害虫駆除

- (1) 宿泊室・トイレ等の防虫駆除(レストラン・厨房は、除く)(年2回)

11 その他環境衛生設備

- (1) 残留塩素測定(週1回)
- (2) 給水管点検、亀裂・破損・損傷の有無点検(年6回)
- (3) 各所のつまり除去、漏水の修理 ※随時

12 建築設備定期検査(年1回)

13 防火設備定期検査(年1回)

14 消防設備保守点検業務

- (1) 総合点検(年1回)
 - ① 自動火災報知設備
 - ② 誘導灯設備
 - ③ 消火器
 - ④ その他消防法に規定する消防設備
- (2) 機器点検(6か月に1回)
 - ① 自動火災報知設備
 - ② 誘導灯設備
 - ③ 消火器
 - ④ その他消防法に規定する消防設備
- (3) 防火対象物点検(年1回)
- (4) 連結送水管耐圧試験(3年に1回・次回は令和5年度)